

鳥取市保健所設置基本構想

(案)

～第4回鳥取市保健所設置検討委員会資料～

鳥 取 市

平成27年7月

目 次

	頁
1 基本構想策定の趣旨	1
2 保健所の設置時期	2
3 保健所の所管区域	2
4 保健所設置の基本方針	2
(1) 地域保健医療と環境衛生の充実・向上	
(2) 情報発信の充実	
(3) 関係機関、団体との連携	
(4) 市民サービス及び利便性の向上	
(5) 健康・子育て支援の拠点整備	
(6) 人材の確保と業務の円滑な移譲	
(7) 健康危機管理、災害医療への対処	
5 組織体制	3
6 職員の確保と育成	6
7 保健所の施設	6
(1) 駅南庁舎活用のメリット	
(2) 駅南庁舎の概要	
(3) 利用計画の概要	
(4) 保健所業務の関連施設の検討	
8 鳥取県東部圏域の保健所のあり方について	8
<参考資料>保健所の業務	9
利便性の向上、住民サービス向上の具体例	10

1 基本構想策定の趣旨

本市は、平成17年10月に、山陰地方で初の特例市に移行し、鳥取県から都市計画や環境分野等の一部の事務権限の移譲を受けました。特例市になることにより市の自主性をより一層高め、市民の身近なところで多くの行政サービスを行うことができるようになり、本市が掲げる「いつまでも暮らしたい 誰もが暮らしたくなる 自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現に向けた取り組みを進めて来ました。

そして、平成26年5月に地方自治法が改正され、本年4月より特例市の制度が廃止されるとともに、政令指定都市に次ぐ都市制度である中核市の要件が緩和され、特例市は中核市への移行が可能になりました。中核市になると、市民生活に身近な福祉や保健衛生、環境、都市計画などのさらなる事務権限が県から市に移譲され、市民のニーズに応じたきめ細やかな行政サービスの提供ができるようになります。

そこで、本市は、平成30年4月1日を目途に中核市への移行を目指すこととし、現在、鳥取県との間で中核市移行に向けた準備を進めています。

中核市に移譲される権限のうち最も多くを占めるのが保健所に関する権限であり、市は独自に保健所を設置する必要があります。近年、高齢化社会の進展、新型インフルエンザ等感染症の流行による健康危機に対する懸念の増大、食の安全に対する関心の高まりなど、地域の保健医療や環境衛生等の問題を取り巻く状況は大きく変化しており、保健所の役割はますます重要になっています。

本市は、新たな保健所の整備に向けて、「鳥取市保健所設置検討有識者委員会」を設置し、この委員会で、市民の健康増進と市民サービスの向上に向けた保健所の在り方について検討を重ねていただきました。そして、本年3月17日に「鳥取市保健所の在り方に関する提言」をいただきました。

本市は、この提言を踏まえて、鳥取市保健所設置基本構想（案）（以下「基本構想（案）」という。）を策定し、この基本構想（案）をもとに保健医療及び環境衛生、子育て支援等に係る関係団体の代表者や公募委員からなる「鳥取市保健所設置検討委員会」を設置して、延べ〇回にわたり、新たな保健所が、現在の鳥取保健所の機能や役割を引き継ぎながら、地域保健医療・環境衛生行政の拠点として、市民の多様なニーズに対応するための基本的な整備方針の作成を目的として検討を進めました。この度、この委員会における意見、市民政策コメントに寄せられた意見などをもとに「鳥取市保健所設置基本構想」を策定しました。

2 保健所の設置時期

鳥取市の保健所の設置は、中核市移行とあわせて平成30年4月1日です。

3 保健所の所管区域

鳥取市の保健所が所管する区域は鳥取市です。

4 保健所設置の基本方針

本市の保健所は、鳥取県の鳥取保健所の機能を引き継ぐとともに、地域保健医療・環境衛生行政の拠点として、県東部圏域住民の健康増進住民サービスの向上を図るため、次の方針に基づいて設置します。

(1) 地域保健医療と環境衛生の充実・向上

地域社会が直面している保健医療・環境衛生の課題に対応する地域の拠点として位置付け、地域保健医療及び環境衛生対策に万全を期し、市民の健康の保持・増進と環境衛生の向上に**取り組みます**。

(2) 情報発信の充実

保健所の業務を広く住民に理解していただくとともに、健康増進に向けた地域保健に関する思想の普及や健康危機管理のために必要な情報の発信に**取り組みます**。

(3) 関係機関、団体との連携

保健所の運営にあたり、感染症などの広域的課題に迅速に対応していくため、**引き続き**関係機関・団体と情報共有を図るとともに、運営に意見が反映されるよう、透明性を確保して、**より一層連携を強化します**。

（４）住民サービス及び利便性の向上

保健医療分野と環境衛生分野の業務を一つの施設で行うとともに、各種手続きの簡素化を進め、利用者の利便性の向上に努めます。また、住民に最も身近であるという基礎自治体の利点を生かし、総合支所や各保健センター等を活用した窓口の設置など、きめ細やかなサービスを実現します。

（５）健康・子育て支援の拠点整備

これまで保健所が対応してきた地域の保健医療・環境衛生の業務に加えて、健康づくりや母子保健等、本市の保健センターが担ってきた業務、さらに妊娠、出産、子育て等関連する業務を集約し、これらの業務の連携強化を図り、健康・環境衛生・子育て等の総合支援の拠点として整備します。

（６）人材の確保と業務の円滑な移譲

保健所には高度な専門性を有する人材が必要です。保健所の業務を円滑に引き継ぎ、市民の健康増進や環境衛生の向上を図るため、鳥取県と連携して職員の派遣や研修等により、必要な人材確保及び育成を行います。

（７）健康危機管理、災害医療への対処

近年、新型インフルエンザなどの感染症、食の安全等の健康危機管理や災害時の医療体制等が重要となっています。関係機関との連携を充実し、これらに対する対処能力を強化します。

なお、広域的な災害や健康危機管理事案が発生した場合には、本県の東部・中部・西部の各圏域ごとに医療救護対策支部が設けられることから、本市の保健所の役割について県と協議します。

【現在の災害時の医療体制】

医療救護対策本部（県福祉保健部）

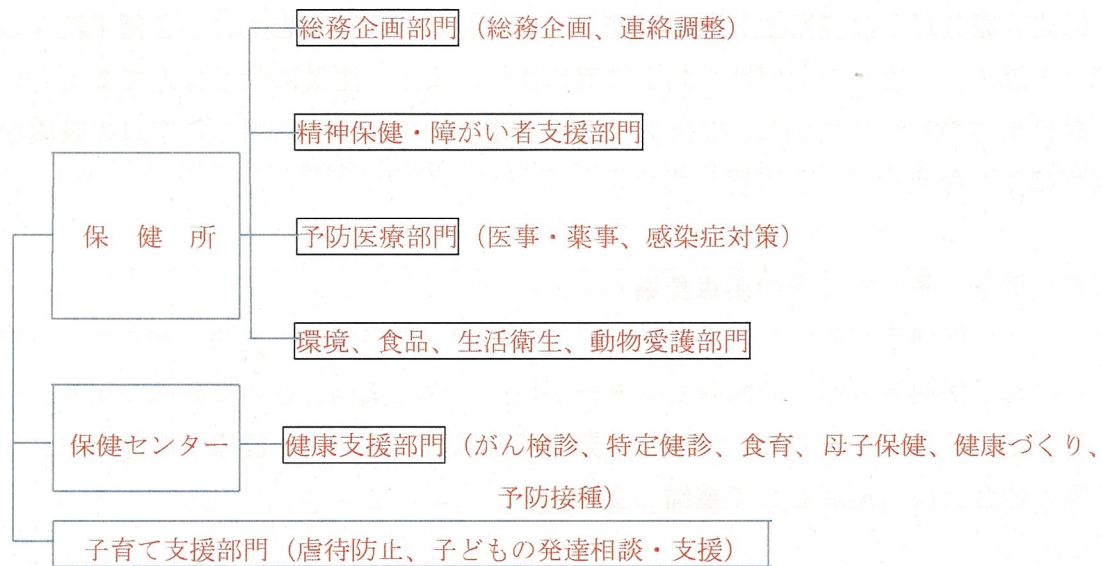
↓ 指示

医療救護対策支部（東部福祉保健事務所、各総合事務所福祉保健局）

5 組織体制

保健所と保健センターの連携を強化し、保健予防、健康増進、環境衛生、子育て支援等の総合拠点とするため、組織体制を整備します。

【駅南庁舎】組織体制のイメージ（案）



区分	業務内容
保健所業務	・ 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事 ・ 地域保健に係る企画調整、指導及びこれらに必要な事業に関する事 ・ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事 ・ 健康危機管理の総括に関する事 ・ 医療従事者の免許に関する事 ・ 災害医療、救急医療、被ばく医療に関する事 ・ 臓器移植に関する事 ・ 感染症の予防及び検査に関する事 ・ 難病対策に関する事 ・ 小児慢性特定疾患に関する事 ・ HIV 検査、相談に関する事 ・ 結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事 ・ 石綿（アスベスト）健康被害に関する事 ・ 精神保健に関する事 ・ アルコール症、薬物相談に関する事 ・ 自死対策に関する事 ・ 引きこもり対策に関する事 ・ 高次脳機能障害対策に関する事

保健所業務	・ 原爆被爆者援護に関する事 ・ 公共医療事業の向上及び増進に関する事 ・ その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事 ・ 病院、診療所などの開設許可や届出の受理に関する事 ・ 施術所、歯科技工所の届出の受理に関する事 ・ 毒物、劇物の販売業の登録、毒物劇物業務上取扱者の届出の受理に関する事 ・ 薬局、店舗販売業の許可に関する事 ・ 産業廃棄物に関する事 ・ 理容所、美容所、クリーニング所の届出の受理、監視指導に関する事 ・ 旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可、監視指導に関する事 ・ 飲食店や食品製造業の営業許可、監視指導に関する事 ・ 食鳥処理業の許可、ふぐ販売の営業許可に関する事 ・ 動物の愛護及び管理に関する事 ・ 狂犬病予防に関する事
保健センター業務	・ 成人保健に関する事 ・ 歯科保健に関する事 ・ 母子保健に関する事 ・ 地域保健、健康増進事業に関する事 ・ 食育に関する事 ・ 栄養改善に関する事 ・ 予防接種に関する事 ・ 不妊・不育治療に関する事 ・ 献血推進に関する事
子育て相談・支援	・ 虐待防止に関する事 ・ 子どもの発達相談・支援に関する事

＊現在の鳥取保健所が行っている保健所業務は、新たな保健所において継続して行うこととし、業務内容は、その一部を抜粋したものです。

6 職員の確保と育成

保健所の設置に伴い、医師（保健所長）・獣医師等の法律で配置が定められている職種や、保健師、薬剤師、精神保健福祉士など業務内容に必要な専門的知識・技術を有する職員の採用が必要となります。

鳥取県からの保健所事務の円滑な移譲のため、鳥取県からの職員の派遣等について協議を行います。また、本市でも採用計画を作成し、計画的な職員採用と研修等による人材育成に努め、本市として保健所を運営できるよう必要な職員を確保します。

7 保健所の施設

保健所の施設は、「鳥取市保健所設置検討有識者委員会」の提言を踏まえ、施設利用者の交通の利便性や駐車場の確保、保健センターや子育て支援機能の併設に必要な施設規模が求められます。また、さざんか会館やさわやか会館等周辺の関連施設や鳥取県東部医師会や鳥取県東部歯科医師会、鳥取県薬剤師会東部支部等関係機関との連携、さらに、施設整備に必要な経費抑制の観点から、駅南庁舎を活用して整備することとします。

（１）駅南庁舎活用のメリット

- ①保健・医療・福祉・環境衛生分野で鳥取県東部圏域の連携強化に資する立地環境であること。
- ②公共交通機関の利便性や車で来訪者に対応できる駐車場が確保されており、市民の利便性の向上に資すること。
- ③さざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館など福祉関連施設が集積し、福祉保健ゾーンとして相乗効果が見込まれる等、立地環境が優れていること。
- ④保健所に必要な診察室、相談室、講習室の確保や来訪者のプライバシーの配慮、障がい者、難病患者に対応可能なユニバーサルデザインへの配慮が可能であること。
- ⑤保健所の他、併設する保健センター、子育て支援機能等の配置に必要な床面積が確保できること。
- ⑥既存施設を活用することにより、用地の取得や施設の建設費などの経費を大幅に抑制することができること。

(2) 駅南庁舎の概要

建 築 年	平成元年
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）6階地下1階
面 積	敷地面積 5,781 m ² 、延床面積 27,648 m ²
庁舎利用	6,100 m ² （内 2,283 m ² は地下会議室及び倉庫）
庁舎以外	21,548 m ² （内駐車場 9,499 m ² 、6 F プール、2 F 図書館）
駐車台数	来訪者用 204 台（その他プール利用者用等 122 台）

(3) 利用計画の概要

駅南庁舎に保健所、保健センター、子育て支援機能等を配置し、保健医療、環境衛生、子育て支援の総合拠点として整備します。

妊産婦や乳幼児が集える場や、手続きや相談中の親から見える場所に子どもが遊べる場の設置を検討します。

【配置例】

配置機能				有効面積	階数
プール施設	駐車場				6階
診察室・相談室	放送大学	駐車場		135 m ²	5階
駐車場					4階
健診室・待合室	駐車場			536 m ²	3階
鳥取市立中央図書館					2階
保健所	保健センター	子育て支援機能等		3,146 m ²	1階
会議室	倉庫	書庫	図書館書庫	2,283 m ²	地階

(4) 保健所業務の関連施設の検討

以下の保健所に関連する施設について、今後、検討・協議を進めていきます。

- ・犬・ねこ等の収容施設
- ・衛生検査業務を行う施設 など

8 鳥取県東部圏域の保健所のあり方について

現在、本市の保健所設置に向けて鳥取県と協議を重ねているところですが、同時に、鳥取県東部4町の保健所の在り方について鳥取県と東部4町で協議が進められており、この協議結果を踏まえて本市の対応を検討することになっています。

< 参考資料 >

1 保健所の業務

(1) 地域保健法に基づく業務

保健所では、地域保健法第6条及び第7条に基づき、統計、食品衛生、環境衛生、医事及び薬事、歯科保健、精神保健、感染症予防等に関する業務を行います。

【地域保健法（抄）】

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

(2) 保健所の業務に必要な職種

地域保健法施行令の規定に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、保健所の業務に必要な職種を配置します。

2 利便性の向上、住民サービス向上の具体例

(業務の一体的実施による効率的な事業例)

- ・ 不妊治療費の助成・・・県、市それぞれに行っていた申請手続きを、一括して行うことができます。
- ・ がん検診の啓発・教育・・・保健所が担当する小中学校、高校、職域の教育と市が担当する国保被保険者、高齢者等の啓発が、小学生から高齢者までの各ライフステージに一連の流れの中で連携して実施できます。

(総合支所の活用例)

- ・ 申請手続きをする書類の受付（交付）を行います。